

東京都運輸事業者向け
燃料費高騰緊急対策事業支援金

申請の手引

令和7年度後半分交付申請（新規）用

< 申請受付期間 >

令和7年 **11月17日(月)**～令和8年 **1月23日(金)**

- ・ 地域経済を支える重要な社会インフラである物流、都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業、貸切バス事業及びタクシー事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者の皆さまに支援金を交付します。
- ・ 申請の手続きは電子と郵送のどちらでも受付出来ますが、速やかな交付手続を進めるため、原則電子申請をご利用ください。
- ・ 申請受付期間は令和7年11月17日から令和8年1月23日までとなります。
なお、本事業は、予定台数（予算額）に達した時点で終了いたします。

< お問い合わせ先 >

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

050-1752-6753

< 午前9時から午後6時まで(土日祝・12月27日から1月4日を除く) >

< 詳しい情報はこちらから >

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付ポータルサイト

<https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都都市整備局ホームページ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html

目次

I	支援金の概要	3
1	趣旨	3
2	支援金の対象者	3
3	支援金の交付額	5
4	支援金交付要件判定フローチャート	6
II	交付要件	8
1	貨物運送事業者（トラック等）	8
2	乗合バス事業者	8
3	貸切バス事業者	9
4	タクシー事業者	10
III	電子申請手続	10
1	申請受付期間	10
2	申請方法	10
3	電子申請の流れ	11
IV	郵送申請手続	13
1	申請受付期間	13
2	申請方法	13
3	申請書類	13
4	郵送申請の流れ	13
V	注意事項	15
VI	提出書類	16
	【よくある問合せ】	19
	【記載例】	20

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。
不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の全額返還を求めことになります。

I 支援金の概要

1 趣旨

昨今の燃料価格の高騰を受け、地域経済を支える重要な社会インフラである物流、都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業・貸切バス事業及びタクシー事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者に対し、支援金を交付します。

2 支援金の対象者

燃料価格高騰の影響を受けている、次に掲げる事業者要件及び車両要件をともに満たす都内の中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者が、本支援金の対象です。

各要件の詳細については、8 ページ～10 ページに記載しています。

(1) 貨物運送事業者（トラック等） ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小貨物運送事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること（二輪の自動車を除く）。
- ② 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること。
- ④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

(2) 乗合バス事業者 ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において道路運送法第 4 条の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号の路線定期運行を行っているもの。

- ② 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること（高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。）。
- ④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

(3) 貸切バス事業者 ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小貸切バス事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること。
- ④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

(4) タクシー事業者 ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において道路運送法第 4 条の許可を受け、一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小タクシー事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行わ

れ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。

③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に定めるハイヤー事業のみで事業の用に供する自動車は除く）。

④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条の規定に該当する場合は、対象外となります。

3 支援金の交付額

交付額は、交付要件を満たす申請事業者が所有又は借用し、使用している車両の種別に応じ、次の表のとおりです。

種 別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック等】	1 台当たり 11,500 円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック等】	1 台当たり 4,000 円
一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーの乗合バス】	1 台当たり 17,500 円
一般貸切又は特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーの貸切バス】	1 台当たり 17,500 円
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのタクシー】	1 台当たり 6,000 円

< タクシー事業者 >

令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた又は事業者ですか？

【タクシー事業者（法人タクシー又は個人タクシー）】

以下の要件を満たす事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人又は個人

いいえ

はい

中小の事業者（資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下）ですか？

いいえ

はい

令和 7 年 11 月 17 日時点で上記事業を継続しており、申請日時点において引き続き上記事業を継続する意向がありますか？

いいえ

はい

次の要件の全てを満たす自動車を所有（又はリースにより借用し、使用）していますか？

- 化石燃料を使用し、エンジンにより走行する（自動二輪車、電気自動車、小型特殊自動車、被けん引車等は対象外）。
- 都内ナンバー（品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、江戸川、八王子、多摩）である。
- 事業用自動車（緑ナンバー車）である。
- 令和 7 年 10 月 1 日に上記事業に使用している。

いいえ

はい

タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に定めるハイヤーとしてのみで事業の用に供する自動車に該当しますか？

該当する

該当しない

交付対象です

交付対象になりません

II 交付要件

3 ページの「支援金の対象者」に記載した各要件の詳細は、以下のとおりです。

1 貨物運送事業者（トラック等）

(1) 事業者要件

ア 中小貨物運送事業者（資本金 3 億円以下もしくは従業員 300 人以下の法人又は個人事業主）
イ 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者（（ア）～（ウ）のいずれかに該当）

（ア）一般貨物自動車運送事業者の許可

（イ）特定貨物自動車運送事業者の許可

（ウ）貨物軽自動車運送事業者の届出

ウ 令和 7 年 11 月 17 日時点で 1 (1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車、原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

イ 令和 7 年 10 月 1 日までに次の（ア）又は（イ）に該当し、車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

（ア）関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車

（イ）軽自動車検査協会東京主管事務所又は管内支所において検査を受けた軽自動車

ウ 1 (1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

※ 貨物輸送を目的とした特種用途自動車は対象になります。

※ 小型特殊自動車（フォークリフト、農業用トラクター等）、被けん引車（トレーラー等）、主として貨物を運ぶことを目的としない特種用途自動車等は対象外です。

2 乗合バス事業者

(1) 事業者要件

ア 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者のうち、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第

75号) 第3条の3第1号の路線定期運行を行っているもの

イ 令和7年11月17日時点で2(1)アの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

イ 令和7年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

ウ 2(1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

3 貸切バス事業者

(1) 事業者要件

ア 中小貸切バス事業者（資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の法人又は個人事業主）

イ 令和7年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた事業者（（ア）又は（イ）のいずれかに該当）

（ア）一般貸切旅客自動車運送事業の許可

（イ）特定旅客自動車運送事業の許可

ウ 令和7年11月17日時点で3(1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

イ 令和7年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

ウ 3(1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により

借用し、使用している自動車

4 タクシー事業者

(1) 事業者要件

- ア 中小タクシー事業者（資本金 3 億円以下もしくは従業員 300 人以下の法人又は個人事業主
 - イ 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗用旅客自動車運送事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者
 - ウ 令和 7 年 11 月 17 日時点で 4 (1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者
- ※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

- ② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 車両要件

- ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車
 - ※ ハイブリッド車は対象になります。
 - ※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。
- イ 令和 7 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に定めるハイヤー事業のみで事業の用に供する自動車は除く）
- ウ 4 (1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

III 電子申請手続

電子申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

1 申請受付期間

令和 7 年 11 月 17 日（月曜日）から令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）まで（※）

※ 令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）午後 11 時 59 分までに申請（送信）を完了してください。

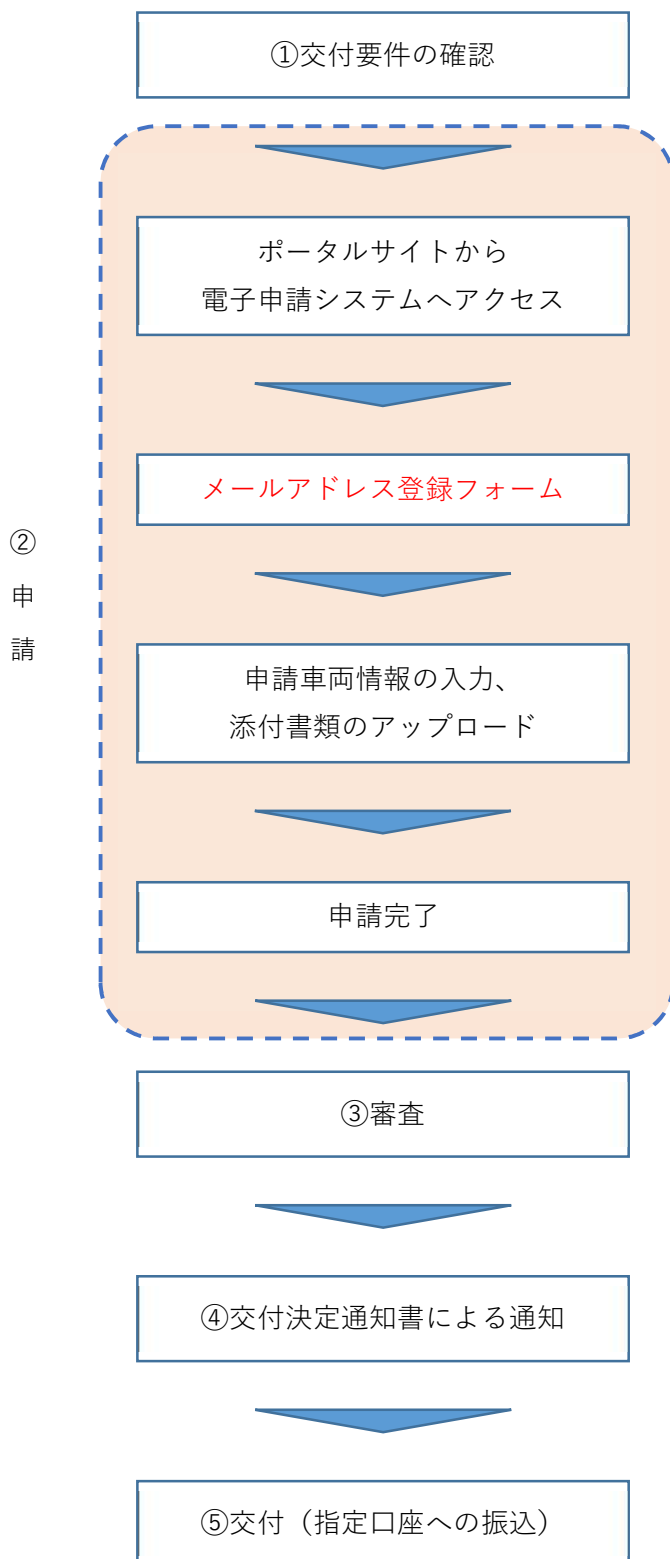
2 申請方法

「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金専用ポータルサイト（以下「専用サイト」という。）」（※）から申請してください。

※ 専用サイト <https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

3 電子申請の流れ

電子申請の操作方法是、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。



① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（８ページ～10 ページまで）及び提出書類（16～17 ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

② 申請

メールアドレス登録フォームにメールアドレスを登録頂くと、申請者マイページ URL が自動で配信されます。メール本文に記載されたマイページ URL をクリックして頂くと、画面左上に申請ボタンが表示されますので、そこから申請手続きを行ってください。（このメールは申請が完了するまで必要な情報となりますので、削除しないようお願いいたします。）具体的な操作方法是、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。

③ 審査

申請完了後、申請内容の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないか等を事務局にて審査を行い、必要に応じて、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、**申請フォームには必ず日中連絡の取れる連絡先を登録**してください。

④ 交付決定通知書による通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（及びこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。

IV 郵送申請手続

郵送申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

1 申請受付期間

令和7年11月17日（月曜日）から令和8年1月23日（金曜日）まで

※ 令和8年1月23日（金曜日）当日消印有効

（申請受付期間を過ぎた場合は受付できません。あらかじめご承知おきください。）

2 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

<送付先>

令和7年度後半分 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1第11東ビル3階

※ 封筒の表面に「支援金申請書類 在中」と必ず記載してください。

3 申請書類

(1) 申請様式の入手方法

以下のサイトからダウンロードしてください。

ア 専用サイト

<https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

イ 東京都都市整備局ホームページ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html

(3) 提出書類

16～17 ページをご参照ください。

4 郵送申請の流れ

① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（8 ページ～10 ページまで）及び提出書類（16～17 ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

② 申請書の記入・郵送

申請書の記入に当たっては、本手引巻末にある記載例をご参照ください。申請書類一式は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で上記2の送付先まで郵送してください。

③ 審査

申請書類の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査を行い、必要に応じて、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、**申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載**してください。

④ 交付決定通知書の通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（及びこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。

V 注意事項

- ・ 申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、都が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかったときは、交付申請が辞退されたものとみなします。
- ・ 交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間（2週間程度）継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の撤回があったものとみなします。
- ・ 申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行わなかったものとみなします。
- ・ 交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、違約金の支払いを求めます。
- ・ 必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・ 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

VI 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

なお、提出書類は返却しませんので、控えが必要な場合は提出前に必ずコピーを保管してください。

提出書類	記載例等	✓
1 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策支援金交付申請書兼状況報告書（第1号様式の2）	20 ページ	☐
2 申請対象車両一覧（第2号様式の5、6、7又は8）	23 ページ	☐
3 許可書等 (1) 貨物運送事業者（ア、イ、ウのいずれか一つ） ア 国土交通大臣の 許可書 （一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係るもの）の写し イ 貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への 届出書 の写し ウ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容（又は届出内容）についての証明の写し（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可） (2) 乗合バス事業者（ア又はイのいずれか一つ） ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の 許可書 の写し イ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容についての証明の写し（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可） (3) 貸切バス事業者（ア又はイのいずれか一つ） ア 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の 許可書 の写し イ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容についての証明の写し（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可） (4) タクシー事業者（ア又はイのいずれか一つ） ア 一般乗用旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の 許可書 の写し イ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容についての証明の写し（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可）	—	☐
4 （法人の貨物運送事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のみ） 法人事業概況説明書又は会社事業概況書の写し （いずれも確定申告時に提出する書類）	—	☐
5 （法人の貨物運送事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のみ） 履歴事項全部証明書の写し	—	☐
6 申請車両全てについて、ア又はイの写し ア 自動車検査証記録事項（電子車検証の場合） イ 紙の検査証	—	☐

7 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等） が分かる書類（ 普通預金の場合は預金通帳等の写し。当座預金の場合は 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書等 ）	—	☐
8 誓約書（第3号様式） 押印及び該当項目に印すること。	27 ページ	☐
9 （コミュニティバス事業者のみ）確認書（第4号様式）	28 ページ	☐

よくある問合せ

Q 令和6年度に東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金を申請し、交付を受けた車両は、今回の支援金の対象になりますか。

A 今回の交付要件を満たしていれば対象になります。

Q 令和7年10月1日から令和7年11月17日の全期間にわたって車両を保有していましたが、休業していた期間があります。支援金の対象になりますか。

A 休業していた期間があったとしても、交付要件を満たしていれば対象になります。

Q 本社は東京都外ですが、都内に営業所があります。支援金の対象になりますか。

A 本社が都外でも、営業所等の事業拠点が都内にあり、かつ、車両のナンバーが都内の車両であれば対象になります。

Q 東京都内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A 対象になりません。一方で、都内に営業所があり、車庫が都外にある場合は、車両のナンバーが都内であれば対象になります。

Q 都内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A 本社でまとめて申請してください（運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。）。

Q バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A 原動機付自転車、二輪自動車等のいわゆるバイクは、対象になりません。

Q 冷蔵冷凍車や高圧ガス運送用のタンク車は、支援金の対象になりますか。

A 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象になります。

Q 廃棄物運送事業者です。支援金の対象になりますか。

A 貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）又は届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合には、その車両が対象になります。

Q 提出書類のうち、国土交通大臣の許可書（又は国土交通大臣への届出書）を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。

A 関東運輸局東京運輸支局に許可内容（又は届出内容）に係る証明願を提出すれば、証明してもらえますので、許可書（又は届出書）の代わりにその写しを御提出ください。なお、証明願の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/riku_about_syoumei.html

Q 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A 申請後の審査が終了次第、順次交付します。

Q 申請は先着順ですか。予算に上限はありますか。

A 本事業は、予定台数（予算額）に達した時点で終了します。

Q 当座預金で通帳がない場合は何を添付すれば良いですか。

A 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書など、口座の名義人と銀行名、支店名、口座番号等が確認できる書類を添付してください。

Q 法人番号は国税庁のものですか、それとも履歴事項全部証明書に記載されているものですか。

A 国税庁のものを記入してください。

Q 1事業者につき申請台数に上限はありますか。

A ありません。

Q 車両が111台以上あるときは、車両一覧の記載欄を増やして良いですか。

A 適宜増やしていただいて構いません。

Q 誓約書の所在地、企業の名称等、代表者職・氏名は、ゴム印でも良いですか。

A ゴム印でも構いません。

Q 誓約書に押印する印鑑は認印でも構いませんか。

A 特に指定はありませんので、認印でも構いません。

Q 令和5年1月4日から車検証が電子化されましたが、電子化後の車検証には有効期間が掲載されていません。この場合、こういった書類を提出すれば良いですか。

A 電子車検証と同時に交付される「自動車検査証記録事項」の写しを、提出してください。「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードし、印刷又は添付の上、提出してください。

Q 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、関東運輸局（又はトラック協会）に毎年提出する事業概況報告書のことですか。

A 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、確定申告等の際に税務署に提出する資料です。事業概況報告書ではありません。直近の確定申告時のものをご提出ください。

Q 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、全ページ提出するのですか。

A 1 ページ目（「4 期末従業員等の状況」又は「⑨従業員数」が確認できるページ）のみで構いません。

Q 履歴事項全部証明書の取得時期に決まりはありますか。

A 会社名、代表者、資本金の額等に変更が無ければ、取得時期は問いません。

ご不明な点がございましたら、次の相談窓口にご連絡ください。

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

電話 050-1752-6753

午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/27～1/4）は除く）

（参考）金融機関コード

申請書（第1号様式）の「3 振込先」を記入する際は、以下のリンク先をご参照ください。

なお、以下に記載のない金融機関であっても振込可能です。

https://www.zengin-net.jp/zengin_system/member/

【記載例】

第1号様式の2（第6条の2関係）

令和 7 年 11 月 17 日

東京都知事 殿

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書 （年度後半交付申請（新規））

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請書を送付いたします。

1 申請事業者の情報

法人の方

本店所在地	〒 160 — 0023	東京	都・道 府・県	新宿	市・区 町・村								
	西新宿二丁目8番1号												
法人名	株式会社東京都												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	東京 一郎												
資本金の額又は 出資総額	250,000,000 円		常時使用する 従業員の数	185 人									
法人番号	7	0	1	3	4	9	9	1	2	3	4	5	6

履歴事項全部証明書の金額を
ご記入ください。

法人事業概況説明書または
会社事業概況書に記載の
人数をご記入ください。

国税庁の法人番号（13桁）をご記入ください。

個人事業主の方

自宅住所	〒	—	都・道 府・県	市・区 町・村	
フリガナ 氏 名					
生年月日	大・昭・平		年	月	日

日中連絡先

フリガナ	シンジユク タロウ		電話番号	03-5388-3329
氏 名	新宿 太郎			
メールアドレス	taro-shinjuku@tokyo.co.jp			

2 支援金の交付申請額

69,500円

合計金額

(申請額内訳)

区 分	基本額 (A)	事業の用に供する車両の数 (B)	計 ((A) × (B)) = (C)
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	11,500円	車検証の枚数 5 台	57,500円
貨物軽自動車運送事業	4,000円	3 台	12,000円
一般乗合旅客自動車運送事業	17,500円	台	円
一般貸切旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	17,500円	台	円
一般乗用旅客自動車運送事業	6,000円	台	円

※事業用に所有または使用している車両のみ

3 振込先 (預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。)

金融機関名	東都	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	0	0	1	1		
支店名	西部	本店 支店	支店コード	0	1	1			
種 別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) トウキヨウト ダイヒヨウトリシマリヤクシヤチヨウ トウキヨウ イチロウ								

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

(次ページへつづく)

4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（☒）を入れて下さい。（該当する全ての項目に☒の印が必要です。）

☒	No.	項 目
☒	1	令和7年10月1日から令和7年11月17日まで、事業に必要な許可等を有した上で事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
☒	2	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
☒	3	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。
☒	4	東京都から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（☒）を入れて下さい。（該当する全ての項目に☒の印が必要です。）

☒	No.	項 目
☒	1	申請対象車両一覧（第2号様式の5、第2号様式の6、第2号様式の7又は第2号様式の8）
☒	2	（貨物運送事業） 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し （乗合バス事業） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し （貸切バス事業） 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し （タクシー事業） 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
☒	3	法人事業概況説明書の写し（法人事業者のみ）
☒	4	履歴事項全部証明書の写し（法人事業者のみ）
☒	5	申請車両の自動車検査記録事項又は紙の車検証のいずれかの写し
☒	6	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）
☒	7	誓約書（第3号様式）
☐	8	確認書（第4号様式）（※コミュニティバスを運行している場合のみ）

6 状況報告

☒	項 目
☒	申請対象車両一覧（第2号様式の5、第2号様式の6、第2号様式の7又は第2号様式の8）に記載した車両について、令和7年10月1日において保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。

第2号様式の5（第6条の2関係）

申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名： 新宿運送株式会社

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	用途	貨物又は特種である。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	車体の形状	（特種の場合）貨物輸送を目的とした形状である。
✓	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
✓	所有者（使用者）の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和7年10月1日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				自動車の種別	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	普通・小型	所有
1	練馬	101	さ	3456	普通・小型	所有
2	練馬	101	な	2825	普通・小型	所有
3	練馬	101	よ	1987	普通・小型	所有
4	練馬	101	は	4679	普通・小型	所有
5	練馬	101	ち	・727	普通・小型	所有
6	練馬	589	て	5071	軽自動車	所有
7	練馬	101	う	6000	普通・小型	所有
8	練馬	101	か	9328	普通・小型	使用（リース）
9	練馬	101	ら	8827	普通・小型	所有
10	練馬	101	そ	・・92	普通・小型	所有
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

・ハイフン抜き
 ・「・」は全角

「普通・小型」
 （緑ナンバー）
 又は
 「軽自動車」
 （黒ナンバー）
 のどちらかを

「所有」
 又は
 「使用（リース）」のどちら

第2号様式の6（第6条の2関係）

申請対象車両一覧【乗合バス事業者用】

事業者名：

新宿交通株式会社

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	用途	乗合である。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
✓	所有者（使用者）の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和7年10月1日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				(用途の詳細)	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	路線バス	所有
1	練馬	101	さ	3456	路線バス	所有
2	練馬	101	な	2825	路線バス	所有
3	練馬	101	よ	1987	路線バス	所有
4	練馬	101	は	4679	路線バス	所有
5	練馬	101	ち	・727	路線バス	所有
6	練馬	589	て	5071	路線バス	所有
7	練馬	101	う	6000	路線バス	所有
8	練馬	101	か	9328	路線バス	使用(リース)
9	練馬	101	ら	8827	コミュニティバス	使用(リース)
10	練馬	101	そ	・・92	コミュニティバス	所有
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

・ハイフン抜き
・「・」は全角

「路線バス」
「リムジンバス」
「コミュニティバス」
のいずれかを
記入

「所有」
又は
「使用(リース)」の
どちらかを記入

第2号様式の7（第6条の2関係）

申請対象車両一覧【タクシー事業者用】

事業者名： 新宿タクシー株式会社

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	用途	乗用又は特種である。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、LPG、CNGなど）が含まれている。
✓	所有者（使用者）の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和7年10月1日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				種別	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	個人タクシー	所有
1	練馬	101	さ	1234	法人タクシー	所有
2	練馬	101	な	2345	法人タクシー	所有
3	練馬	101	よ	1987	法人タクシー	所有
4	練馬	101	は	4679	法人タクシー	所有
5	練馬	101	ち	5071	法人タクシー	使用（リース）
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

・ハイフン抜き
 ・「・」は全角

「法人タクシー」、
 「個人タクシー」
 又は
 「福祉タクシー」
 のいずれかを

「所有」
 又は
 「使用
 （リース）」の
 どちらかを

第2号様式の8（第6条の2関係）

申請対象車両一覧【貸切バス事業者用】

事業者名： 株式会社東京バス

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	用途	乗合又は特種である。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
✓	所有者（使用者）の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和7年10月1日以降である。

（※）観光バス、スクールバス、企業バス、介護施設・病院バス、その他 など

No.	自動車登録番号又は車両番号				(用途の詳細)	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	観光バス（※）	所有
1	練馬	101	さ	3456	観光バス	所有
2	練馬	101	な	2825	観光バス	所有
3	練馬	101	よ	1987	観光バス	所有
4	練馬	101	は	4679	観光バス	所有
5	練馬	101	ち	・727	観光バス	所有
6	練馬	589	て	5071	観光バス	所有
7	練馬	101	う	6000	観光バス	所有
8	練馬	101	か	9328	スクールバス	使用（リース）
9	練馬	101	ら	8827	スクールバス	使用（リース）
10	練馬	101	そ	・・92	企業バス	所有
11	品川	1001	さ	1234	介護施設・病院バス	使用（リース）
12	品川	100	な	5678	その他	所有
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

・ハイフン抜き
・「・」は全角

「観光バス」
「スクールバス」
「企業バス」
「介護施設・病院バス」
「その他」
のいずれか主たる
用途を記入

「所有」
又は
「使用
（リース）」
のどちらかを
記入

誓約書

東京都知事 殿

該当項目に✓を必ず入れてください

東京都運輸事業者向け燃料高騰緊急対策事業支援金の交付申請に当たり、次の内容について誓約・同意します。

☒ 申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないこと、また、過去に国・都道府県・区市町村等から交付決定の取消し等を受けていないことを誓約します。

☒ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

☒ 申請内容は、交付申請の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に当たり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。

令和 7 年 11 月 17 日

ゴム印可

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業の名称等 株式会社東京都
代表者職・氏名 東京 一郎

印

代表印又は認印

文 書 番 号

令和 7 年 11 月 17 日

東京都知事 殿

〇〇区市町村長 印

令和7年度東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請に係る確認書

標記支援金に係る下記内容について、事実と相違ないことを確認しました。

記

- 1 支援に当たり確認が必要となる事業の有無（該当するものに○）

有（事業名： 〇〇区地域公共交通の運行に関する協定 ）
無（以下の項目への記載は必要ありません。）

- 2 コミュニティバス申請車両数

5 台

- 3 運行形態（該当するものに○）

委託・補助・協定・負担金・その他（ ）

- 4 区市町村負担金等からの控除（該当するものに○）

○	（1）本支援金交付決定額を、上記1に記載の事業における区市町村負担金等から控除する。
	（2）本支援金交付決定額のうち、上記1に記載の事業において受託者が負担している額（以下「負担額」という。）を除いた金額を区市町村負担金等から控除する（負担額が本支援金交付決定額以上の金額である場合は、（1）と同様とする。）。
	（3）本支援金交付決定額から控除すべき金額はない（当自治体は燃料費を負担していない。）。